

附属書十一 B
 技術援助に係る要請の一覧

カンボジア

関 連 規 定	技 術 援 助
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a)	カンボジアの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。
第十一・九条（多数国間協定） 1 (e) 及び (f)、第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）、第十一・十六条（技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外）、第十一・十九条（商標の保護）、第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2、第十一・四十八条（植物の新品種の保護）、第十	1 次に掲げる者の能力開発において支援する。 (a) 音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与する職員及び専門家 (b) 音による標章の保護に関する商標の審査官 (c) 商標、特許及び植物の新品種の電子的な出願のシステムを維持し、及び開発することを目的とする情報技術の専門家

一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）、第十一・六十四条（暫定措置） 1 (a)、第十一・七十四条（刑事上の手続及び刑罰） 3 (b)及び(c)並びに第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	(d) 権利管理情報、技術的手段及び権利行使に関与する職員及び専門家 2 W I P O 著作権条約及びW I P O 実演・レコード条約への加入についての専門知識を提供する。
---	--

ラオス

関連規定 第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a)	技術援助 ラオスの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。
--	---

ミャンマー

関 連 規 定	技 術 援 助
第十一・十三条（集中管理を行う団体）	集中管理を行う団体の運営並びに集中管理を行う団体の構成員に対するサービスの確立及び提供に関して支援する。
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	商標の審査官が全ての種類の商標（視覚によって認識することができ る標章である伝統的な商標に限定されない。）に関する能力を有する ために必要な訓練において支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (a)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商 標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに 当たって支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2 (b)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商 標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子デー タベースを設けるに当たって支援する。

ベトナム

関 連 規 定	技 術 援 助
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置） 第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	ミャンマーの税関当局が職権による行為の執行に関し著作権侵害物品及び不正商標商品を効果的に確認する能力を開発するに当たって支援する。 ミャンマーがデジタル環境における侵害に対する効果的な措置をとるための運用上のニーズに対して支援する。
第D節（地理的表示）	地理的表示の保護に関する制度の実施及び発展に当たって支援する。

第十一・九条（多数国間協定） 1(e)から(g)まで、第十一・十九条（商標の保護）及び第十一・二十二条（商標の登録及び出願） 2	1 次に掲げる者の能力開発において支援する。 (a) 音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に關与する職員 (b) 音による標章の保護に關する商標の審査官 (c) 電子的なシステムの維持及び開発に關する情報技術の専門家 2 W I P O 著作權條約、W I P O 実演・レコード條約及びマラケシュ條約への加入についての専門知識を提供する。
---	---